



## 南阿蘇ビジターセンター 阿蘇野草園だより



### ●セリバオウレン(芹葉黄連)

早春に咲く人気のお花の一つです。

その小さく儂い姿から“スプリング・エフェメラル(春植物)”の一種とされる場合がありますが、フクジュソウやイチリンソウなどのように花が終わると葉も枯れて地上から姿を消すのではなく、花が終わった後も常緑の葉を茂らせ、寒い冬を過ごします。

最近では鹿の食害に遭っています。その為、夜は食べられないように囲い等で保護し、お越し下さった皆さんに見て頂いています。

✿花ことば✿ 「揺れる心」

3月の  
自然観察会

実施予定日：3月22日(日)午前10時～  
受付場所：南阿蘇ビジターセンター

☎ 南阿蘇ビジターセンター ☎ 0967-62-0911



## 人にやさしいまちの実現に向けて

～互いの人権を尊重し、支え合うことから～



### ～ 高森町人権教育・啓発第3次基本計画の改定を受けて ②～

先月に引き続き、昨年3月に改定された標記基本計画について、今回は、その「位置付け」と「基本理念」を中心にご説明します。

#### ◆「基本計画」の位置付け

平成12(2000)年に公布・施行された「人権教育・啓発推進法」では、地方公共団体の責務を次のように述べています。

**第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

本計画は、この法律に基づき作成され、地方公共団体として行う人権教育・啓発の方向性を示しています。(計画期間：令和7年度から令和11年度までの5年間)

また、計画の趣旨として次の3点を設けています。

- (1) 本町における人権をめぐる現状を明らかにし、町民や各団体等が共通認識を持つこと
- (2) 様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発の取組の基本的方向を明確に示すこと
- (3) 行政、学校、企業、団体、家庭、地域等の役割を明らかにし、連携して取り組むこと

#### ◆「基本理念」の設定

第2章の「基本理念」では、人権教育・啓発を進めていく上で大切な点を、前文で次のように触れています。

- ・自分や他の人々の人権を相互に尊重し合い、各々の個性を認め合うこと
  - ・人権を他人事ではなく自分のこととして捉え、町全体で人権尊重のまちづくりを行うこと
- このことを受け、本計画では、基本理念を、  
**～一緒につくろう！ひとりひとりを大切にする高森～**  
としました。この中で、「ひとりひとりを大切にする高森」とは、具体的に次のような社会を目指すとしています。

- 出身や社会的身分、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と尊厳を持った一人の人間として尊重される社会
- それぞれが自立し、必要に応じた支援や「社会参加の機会の平等」が保障され、自己実現できる社会
- みんなが幸せに、安心して自分らしく生きることができる社会

この新たな「基本計画」を基軸に据え、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指していくことで、一人ひとりの尊厳が守られ、ひいては全ての町民の皆さまが暮らしやすいまちづくりに繋がっていくのです。ぜひ、一緒につくっていきましょう。

(参照：「高森町人権教育・啓発第3次基本計画」)

☎ 教育委員会 地域人権教育指導員 ☎ 0967-62-0227